

令和3年12月

住民のみなさまへ

津波災害警戒区域の指定について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、福井県土木行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県においては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波浸水想定図等を令和2年10月30日に公表しました。

また、今年度から、津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で警戒避難体制を特に整備すべき区域を「津波災害警戒区域」として指定する予定です。

つきましては、別紙の概要資料をご覧ください、津波災害警戒区域指定の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。なお、具体的な区域等については、公民館および役場防災安全課で「津波災害警戒区域図」が縦覧可能となっています。

また、津波災害警戒区域は、おおい町と協議の上、令和3年度または令和4年度に指定をさせていただきます。

お問い合わせ

福井県土木部砂防防災課
砂防・海岸計画 G 宮原・佐々木
TEL：0776-20-0494

おおい町防災安全課 時田
TEL：0770-77-4054

Q1. 津波防災地域づくりに関する法律とは？

A1. 東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、最大クラスの津波から「何としても人命を守る」という考え方のもと、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的とし、平成23年12月に施行された法律です。

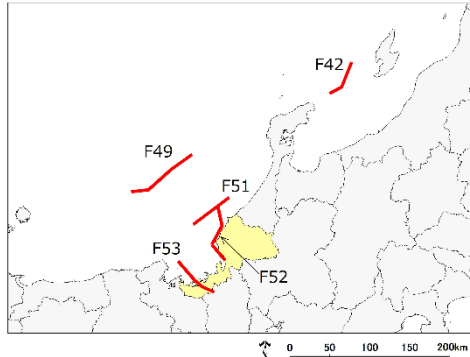


Q2. 最大クラスの津波とは？

A2. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波です。現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から国が設定したものであり、住民避難を柱とした総合的な防災対策の対象となる津波です。

福井県沿岸に最大クラスの津波を起こすと想定される断層は下図のとおりです。

日本海側における地震の発生頻度は、太平洋側に比べ低く、今回想定した活断層の地震発生間隔は千年から数千年間隔と想定されており太平洋側の南海トラフの百年から2百年間隔とは異なります。その一方で、地震による津波はいつ発生するか分からないものとして、日頃より備える必要があります。



最大クラスの津波を起こす断層

断層名	Mw (モーメントマグニチュード)
F42	7.28
F49	7.39
F51	7.17
F52	7.34
F53	7.21

Q3. 津波浸水想定とは？

A3. 最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と浸水深を、県知事が設定し公表するものです。津波による浸水の危険度を広くお知らせするもので、警戒避難体制の整備などの津波防災地域づくりに関する各種取組の基礎となる情報です。福井県では令和2年10月30日に公表しております。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamishinsuisoutei.html>)

Q4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは？

A4. 最大クラスの津波が発生した際に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で県知事が指定するものです。

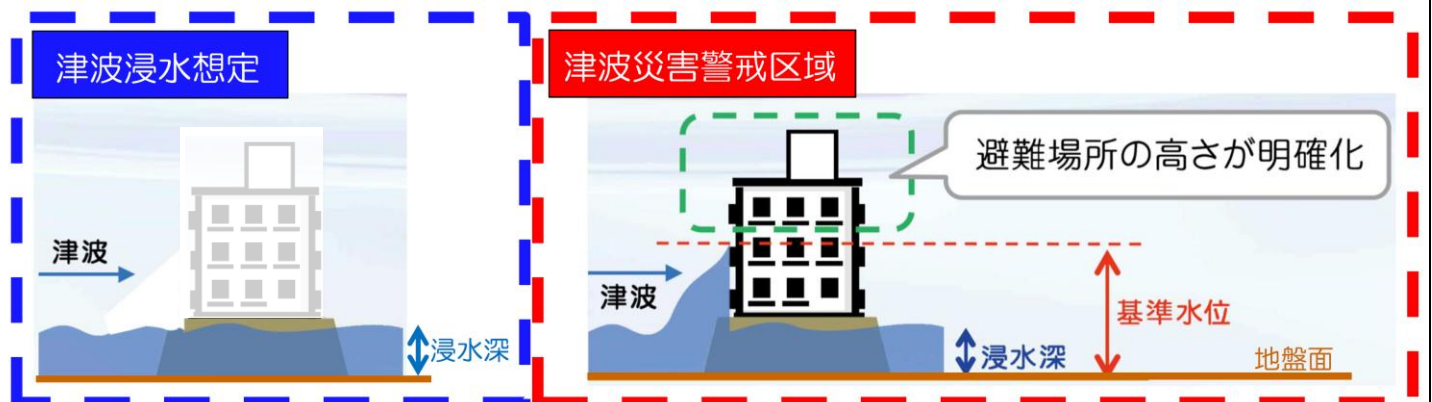
津波災害警戒区域は、津波浸水想定区域と同じ範囲となり、基準水位（浸水深に建築物等でのせき上げ高を加えた水位）を表示します。



国土交通省ホームページより

Q5. 基準水位とは？

A5. 基準水位は、津波浸水想定に定める浸水深に、建築物等への衝突によるせき上げ高を加えた水位で、津波から避難するうえでの有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となります。



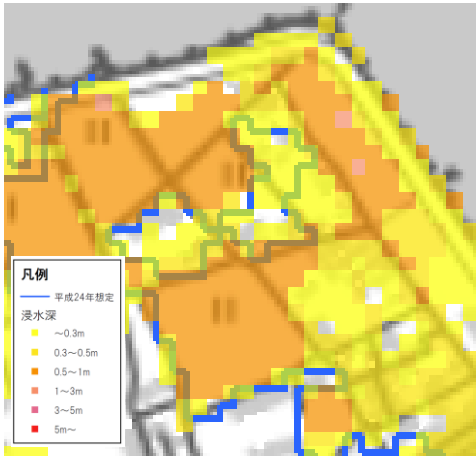
令和2年10月公表の浸水想定

※国土交通省ホームページより

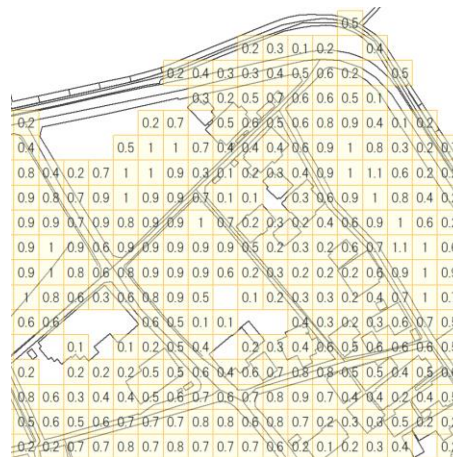
Q6. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定範囲はどのように設定されるのか？

A6. 最大クラスの津波による津波浸水想定区域と同じ範囲を設定します。なお、「津波浸水想定区域」では浸水深に応じて着色しますが、「津波災害警戒区域」では浸水深に建築物等への衝突によるせき上げ高を加えた水位（基準水位）を数字で表示します。

○津波浸水想定区域の公表例



○津波災害警戒区域の指定例



■の数字が基準水位（単位：m）
（10m 四方ごと）

Q7. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されるとどのようなことが行われるのか？

A7. 市町においては、津波ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施、避難場所や避難路の確保などの対策を実施します。また地域防災計画で「避難促進施設」に位置づけられた社会福祉施設、学校、病院などの施設においては、避難確保計画の作成と市町長への報告および公表、避難訓練の実施など、警戒避難体制の整備に向けた対策に取り組んでいく必要があります。宅地建物の取引においては、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にある旨を説明することが必要になります。

Q8. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると住宅等の建築は制限されるのか？

A8. 住宅等の建築やそれに伴う開発行為が制限されることはありません。

Q9. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると地価が下がるのでは？

A9. 地価は景気など様々な要素により決まるため、津波災害警戒区域の指定による地価への影響は予測できませんが、国の資料では、指定による地価への大きな影響は見られないとしています。

Q10. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されなかった地域は安全ということか？

A10. 最大クラスの津波は、現在の科学的知見に基づき設定したものでありますが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、指定されなかった地域でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がありますので注意が必要です。

Q11. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定は変更や解除されるのか？

A11. 津波の断層モデルの新たな知見が得られた場合や地形的条件が変化したこと等により、津波浸水想定が見直された場合などは、津波災害警戒区域の見直しを行うことがあります。